

平成 25 年 春季賃上げ妥結状況
～ 妥結額は 4,386 円、額、率ともに増加～

滋賀県では、安定した労使関係確立の基礎資料を得ることを目的に、県内の民間労働組合の春季賃上げ妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、平成 25 年の集計結果を以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

【集計対象】

滋賀県内の全ての民間労働組合（平成 24 年 6 月 30 日現在 628 組合）を対象として調査を実施し、平成 25 年 6 月 30 日現在で妥結した旨報告のあった組合のうち、平均賃金・妥結額が判明している 214 組合について、集計を行いました。

また、前年・今年ともに平均賃金・妥結額が判明している 91 組合について、前年との比較を行いました。

【集計結果】（平成 25 年 6 月 30 日現在の最終集計 / 単純集計）

前年・今年ともに平均賃金・妥結額が判明している 91 組合における比較（資料 1）

全産業の平均妥結額は 4,386 円で、前年に比べ 77 円の増。また、賃上げ率（交渉前の平均賃金に対する妥結額の割合）は 1.65% となり、前年に比べ 0.04 ポイントの増。

従業員規模別では、従業員規模 300 人未満の妥結額は 3,637 円で、前年に比べ 89 円の増。

従業員規模 300 人以上の妥結額は 4,900 円で、前年に比べ 70 円の増。

産業別では、製造業の妥結額は 4,771 円で、前年に比べ 38 円の増。

非製造業の妥結額は 3,023 円で、前年に比べ 221 円の増。

本年調査で平均賃金・妥結額が判明している 214 組合における集計結果（資料 1）

全産業の平均妥結額は 4,390 円で賃上げ率は 1.64%

従業員規模別では、従業員規模 300 人未満は妥結額 3,271 円、賃上げ率 1.32% に対し、従業員規模 300 人以上は妥結額 4,906 円、賃上げ率 1.76%

産業別では、製造業は妥結額 4,521 円、賃上げ率 1.69%、非製造業は妥結額 4,297 円、賃上げ率 1.58%

資料 1、2 の金額は小数点第 1 位で、率（%）は小数点第 3 位でそれぞれ四捨五入による端数処理をしています。

調査対象について、前年までは民間労働組合のうち特定の 186 組合を対象としていましたが、本年は全ての民間労働組合を対象としました。このため、対前年比較は、前年・今年ともに平均賃金・妥結額が判明している組合について行いました。

前年・今年ともに平均賃金・妥結額が判明している 91 組合における比較

全規模・全産業平均

妥結額	4,386 円 (対前年 77 円 増)
賃上げ率	1.65% (対前年 0.04 ポイント 増)

規模別 妥結額・賃上げ率 (全産業平均)

	妥結額	対前年同期差	賃上げ率
従業員規模 300 人未満	3,637 円	89 円	1.45%
従業員規模 300 人以上	4,900 円	70 円	1.77%

製造業・非製造業別 妥結額・賃上げ率 (全規模平均)

	妥結額	対前年同期差	賃上げ率
製造業	4,771 円	38 円	1.75%
非製造業	3,023 円	221 円	1.24%

本年調査で平均賃金・妥結額が判明している 214 組合における集計結果

全規模・全産業平均

妥結額	4,390 円
賃上げ率	1.64%

規模別 妥結額・賃上げ率 (全産業平均)

	妥結額	賃上げ率
従業員規模 300 人未満	3,271 円	1.32%
従業員規模 300 人以上	4,906 円	1.76%

製造業・非製造業別 妥結額・賃上げ率 (全規模平均)

	妥結額	賃上げ率
製造業	4,521 円	1.69%
非製造業	4,297 円	1.58%